

平成 2 7 年

# 土木材料仕様書



東京都建設局

## 平成27年 土木材料仕様書改定要旨

日本工業規格（JIS）の改正に伴う改定のほか、道路工事設計基準、舗装再生便覧（（公社）日本道路協会）等の各種基準類との整合、表現の統一等を図った。

なお、各章の主な改定内容は、次のとおりである。

### 第1章 石材

全般 JIS と整合

- 110. 再生砂（RC-10）：本品の使用に際し、留意点を追加した。
- 116. 道路用鉄鋼スラグ：JIS A 5015 の改定に伴い記述内容を追加した。
- 118. 割ぐり石：JIS 規格との整合を図った。
- 119. 玉石：東京都土木工事標準仕様書との整合を図り、玉石の種類を追加した。
- 121. 流動化処理土：参考材料から本編へ移行した。
- 122. 粒状改良土：参考材料から本編へ移行した。

### 第2章 金属材料

全般 JIS と整合

- 201. 一般構造用圧延鋼材（SS）：JIS の記述内容との整合
- 202. 溶接鋼材用圧延鋼材（SM）：JIS の記述内容との整合
- 204. ねずみ鉄品（FC）：JIS の記述内容との整合
- 206. 炭素鋼鋳鋼品（SC）：JIS の記述内容との整合
- 209. 一般構造用炭素鋼鋼管（SSK）：JIS の記述内容との整合
- 216. PC 鋼線及び PC 鋼より線（SWPR、SWPD）：JIS の記述内容との整合
- 218. 鋼管ぐい（SKK）：JIS の記述内容との整合
- 224. 摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット；平座金のセット：六角ナットの F8 は、なるべく使用しないことが望ましいとのことから削除。ボルト製品のねじの呼び M12 は、なるべく使用しないことが望ましいとのことから削除
- 233. じゃかご：JIS との整合を図るため、引用規格の JIS G 3543「塩化ビニル被覆鉄線」を、JIS G 3543「合成樹脂被覆鉄線」に置き換えるとともに、表 233-2(2) の許容差を修正
- 241. 道路照明用器具：LED 照明の導入に伴い、関連する記述を追加
- 243. ねじふし鉄筋及び継手：参考材料から本編へ移行

### 第3章 窯業品材料

全般 JIS と整合

- 301. ポルトランドセメント：本品の製造方法を JIS と整合。
- 302. 高炉セメント：本品の製造方法を JIS と整合。
- 307. 一般用レディーミクストコンクリート：セメント種類を追加。

107. 砂

本品は、舗装のしゃ断層、埋戻し用その他に使用する天然の砂で、次の規定に適合しなければならない。

1. 本品は、強硬・耐久的で、ごみ・どろ・有機不純物などを有害量含まないものとする。

2. 品質

2. 1. 粒度は、表107-1の範囲のものとする。

表107-1

ふるいの寸法 mm 呼び名	ふるい通過質量百分率 %		
	5	2.5	0.075
しゃ断層用砂	100	70~100	0~4
敷砂	100	60~100	0~8
埋戻し用砂	100	50~100	0~10

(注-1) これらのふるいの寸法は、それぞれJIS Z 8801-1「試験用ふるい」に規定するふるいの公称目開き、4.75mm、2.36mm及び75 $\mu$ mである。

(注-2) 粘土質の細粒部分が多い試料のふるい分け試験は、JIS A 1103「骨材の微粒分量試験方法」に準じて行い、75 $\mu$ mふるいの通過質量百分率を求めるものとする。

(注-3) 埋戻し用砂については、この規定より粗粒のものが含まれていても、埋戻しに相当であると思われる材料は、監督員の承諾により使用できるものとする。

【解説】

1. しゃ断層用砂をプライムコートの養生又は下水道などの埋設物に接する埋戻しに使用する場合は、下限粒度曲線に近いものが望ましい。
2. 敷砂は、インターロッキングブロック舗装のサンドクッション等に使用するものである。

## 110. 再生砂 (RC-10)

本品は、次の規定に適合しなければならない。

### 1. 製造

1. 1. 本品は、路盤発生材及びアスファルトコンクリート発生材、セメントコンクリート発生材から製造した再生資材あるいはこれらを混合した材料に、必要に応じて補足材を加え、所定の品質が得られるように調整したものである。

2. 本品は、軟らかい又は壊れやすい石片、ごみ、どろなどを有害量含まないものとする。

### 3. 品質

3. 1. 本品の粒度は、表110-1の範囲のものとする。

表110-1

ふるいの寸法 mm 呼び名	ふるい通過質量百分率 %			
	10	5	2.5	0.075
RC-10	100	50~90	30~70	0~10

(注-1) これらのふるいの寸法は、それぞれJIS Z 8801-1「試験用ふるい」に規定するふるいの公称目開き、9.5mm、4.75mm、2.36mm、425 $\mu$ m及び75 $\mu$ mである。

### 【解説】

1. 本品は、「外構工事設計要領」(財務局)の規定にある再生砂(RC-10)について、「建築工事における再生資材の利用に関する取扱要領」(財務局)、「東京都建設リサイクルガイドライン」(都市整備局)に移行)の同材料の規定に基づき仕様を定めた。
2. 透水性を有し、浸透した水が土壌又は公共用水域へ拡散するおそれのある箇所に、工作物の埋め戻し材料等として本品を使用する場合は、六価クロムについて、環境庁告示第46号(平成3年8月23日付)に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認するものとする。
3. 本品の使用に当たっては、本品を埋戻し材として使用した場合、硬化が著しく再掘削が困難となることに留意し、適用箇所を定めることが望ましい。

## 120. 改良土

本品は、主に管きよの埋戻し等に使用するもので、次の規定に適合しなければならない。

### 1. 改良土の製造

1. 1. 本品は、地盤の掘削等から発生する土砂をプラントで生石灰により改良したもので、所定の品質が得られるように調整したものである。
1. 2. 本品の納入にあたっては生石灰の発熱反応が終了していること。

### 2. 種類及び品質

2. 1. 本品は、ごみ、がら、有機物、産業廃棄物等の異物を含まないものとする。
2. 2. 本品の種類及び最大粒径、CBR は表120-1のとおりとする。

表120-1

種類	最大粒径	CBR		
		基準値	試験頻度	試験方法
第1種改良土	40 mm以下	出荷時から30日間さかのぼった品質管理データの試験値の個々の値が3%以上で、それらの平均値が20%以下とする。	1日1回以上 但し、1日の生産量が300 m <sup>3</sup> を超えるときは2回とする。	舗装試験法 便覧「安定処理土のCBR試験方法」
第2種改良土	13 mm以下			

(注-1) 試験は生石灰の発熱反応終了後の試料により行うこと。

## 122. 粒状改良土

本品は、次の規定に適合しなければならない。

### 1. 粒状改良土の製造

1. 1. 本品は、地盤の掘削等から発生する土砂を、プラントで高分子系改良材及び生石灰により改良したもので、所定の品質が得られるように調整したものである。
1. 2. 本品の納入に当たっては、生石灰の発熱反応が終了していること。

### 2. 品質

2. 1. 本品は、ごみ、がら、有機物等の異物を含まないものとする。
2. 2. 本品の最大粒径、細粒分含有率、CBRは、表122-1のとおりとする。

表 122-1

呼び名	最大粒径	細粒分 含有率	CBR		
			規 準 値	試験頻度	試験方法
粒状改良土	13mm以下	75 $\mu$ mふるいの通過質量百分率が15%以下	出荷時から30日間さかのぼった品質管理データの個々の値が8%以上	1日1回以上 ただし、1日の生産量が300m <sup>3</sup> を越えるときは2回とする	JIS A 1211「CBR試験方法」の修正CBR試験において締固め度90%の値

(注-1) 細粒分含有率は、最大粒径6mm以下の試料に対しての試験結果を用いる。

### 【解説】

本品は、一般財団法人土木研究センターによる技術審査証明を受けた「建設発生土改良材ソイルハードによる粒状改良土スーパーソイル」(技術証第0702号)と同等の性能を有するものとして、同材料の規定に基づき仕様を定めた。

なお、本品について道路占用工事要綱の見直し等、改定された場合は規定の全部又は一部を要綱によるものとすることができる。